

植込型補助人工心臓管理医 更新認定基準

- (1) 植込型補助人工心臓管理医である。
- (2) 日本循環器学会循環器専門医、または心臓血管外科専門医、または日本心臓血管外科学会国際会員、または日本小児循環器学会専門医である。
- (3) 日本循環器学会、日本心不全学会、および日本人工臓器学会のすべてに所属している。
2027年度申請（2026年秋の受付）からは、さらに日本心臓移植学会に所属していること。
- (4) 申請前5年間に、日本臨床補助人工心臓研究会、人工心臓と補助循環懇話会（A H A C の会）、Destination Therapy(DT)研究会、日本心臓移植学会学術集会（*）のいずれかに1回以上参加している。
- (5) 申請前5年間に、使用する植込型補助人工心臓システムについての研修プログラム（**）を3回以上受講している。そのうち1回は、申請前2年以内における受講歴であること。
ただし、申請前5年間に所定の管理経験（***）がある場合は、1例につき上記(5)の研修1回分として、最大2回分まで代えることができる。なお、1例以上の管理経験がある場合の研修プログラム受講歴は、必ずしも申請前2年以内のものでなくとも構わない。
- (6) 上記基準に基づき、補助人工心臓治療関連学会協議会が認定する。なお本基準に関しては、適宜改訂を行うこととする。

(*）「日本心臓移植研究会」への参加は対象外

(**) 東京大・東京女子医大共催補助人工心臓研修コース、国立循環器病研究センターおよびJACVAS のコース、西日本補助人工心臓研修セミナー、東北・北海道地区補助人工心臓研修コース、九州・沖縄地区補助人工心臓研修コース のいずれか

(***)入院の場合30日以上、外来の場合90日以上、植込型補助人工心臓実施施設、植込型補助人工心臓管理施設、もしくはこれらの施設と密接に連携を取れる施設で認定施設と協力して、保険償還された植込型補助人工心臓装着患者の管理を行った経験であること

※この基準は 2025 年度申請（2024 年秋の受付）から有効とする。